

静岡県知事選挙の投票日



私たち静岡県の首長を決める大事な選挙です。あなたの大切な一票を県政に生かすよう必ず投票しましょう。



投票時間

日時 7月24日(日)
7:00 ~ 20:00
高原区・エメラルド区・小松ヶ原別荘地は、18:00まで

投票場所

投票区	投票所	住所
第1	長岡南小学校体育館	伊豆の国市 長岡 1218 番地
第2	やすらぎの家	伊豆の国市 古奈 265 番地の2
第3	南江間公民館	伊豆の国市 南江間 436 番地の1
第4	長塚公民館	伊豆の国市 北江間 1362 番地の2
第5	伊豆の国市役所	伊豆の国市 長岡 340 番地の1
第6	葦山農村環境改善センター	伊豆の国市 四日町 210 番地の3
第7	多田公民館	伊豆の国市 葦山多田 573 番地
第8	葦山生涯学習センター	伊豆の国市 奈古谷 1251 番地の1
第9	原木公民館	伊豆の国市 原木 804 番地の1
第10	四日町公民館	伊豆の国市 四日町 652 番地の2
第11	葦山西幼稚園	伊豆の国市 中条 125 番地の1
第12	南条区民ホール	伊豆の国市 南条 1605 番地
第13	葦山南小学校体育館	伊豆の国市 中 817 番地の1
第14	高原公民館	伊豆の国市 中 1613 番地の87
第15	エメラルドタウン管理組合事務所	伊豆の国市 奈古谷 2216 番地
第16	ひまわり保育園大仁分園	伊豆の国市 大仁 229 番地
第17	のぞみ幼稚園	伊豆の国市 吉田 416 番地の1
第18	三福公民館	伊豆の国市 三福 675 番地
第19	大仁保健センター	伊豆の国市 田京 131 番地
第20	守木公民館	伊豆の国市 守木 76 番地の2
第21	田中山公民館	伊豆の国市 田中山 1136 番地
第22	神島集会センター	伊豆の国市 神島 1112 番地の1
第23	下畑公民館	伊豆の国市 下畑 405 番地の2
第24	浮橋公民館	伊豆の国市 浮橋 895 番地の2
第25	田原野公民館	伊豆の国市 田原野 94 番地の1
第26	長者原公民館	伊豆の国市 長者原 1445 番地の360
第27	御門防災センター	伊豆の国市 御門 32 番地

期日前投票

投票日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等で投票できない人は、期日前投票ができます。

期間 7月8日(金) ~ 7月23日(土)
時間 8:30 ~ 20:00
投票所 伊豆の国市役所 1階災害対策室
葦山支所 3階第2会議室
大仁支所 1階相談室
どの投票所でも投票できます。
持ち物 投票入場券(配達されていない場合は不要)

投票者の資格

年齢要件 昭和60年7月25日以前に生まれた人

住所要件	届出の別	転入届出日・転出日	投票の場所等	(注)
転入の場合	県内の他市町村から転入	平成17年4月6日以前	伊豆の国市で投票できる	ア、ウ
		平成17年4月7日以後	前住所地で投票できる	
	他県からの転入	平成17年4月6日以前	伊豆の国市で投票できる	
		平成17年4月7日以後	投票できない	
転出の場合	県内の他市町村へ転出	平成17年4月6日以前	新住所地で投票できる	イ、ウ
		平成17年4月7日以後	伊豆の国市で投票できる	ア、ウ
	他県へ転出	転出時期にかかわらず、投票できない		
市内転居をした場合		投票できるが、投票所が変わることがある		

(注) ア 転入届出前(転出前)の市町村の選挙人名簿に登録されていない場合は投票できません。
イ 転出先市町村の選挙人名簿に未登録の場合は投票できませんが、伊豆の国市の選挙人名簿に登録が残っている間(転出後4カ月を経過すると登録が抹消されます)は、伊豆の国市で投票できます。
ウ 転入届出前(転出前)の市町村で投票する場合は、転入届出後(転出先)の市町村長が発行する引続居住証明書(同じ県内に引き続き居住している旨の証明書)が必要ですので、市民サービス課へお尋ねください。

開票

開票は、投票日の21:00からあやめ会館(伊豆の国市役所横)3階多目的ホールで行います。

仕事・学業等で他の市区町村に滞在している人は、滞在先の選挙管理委員会で投票できますので、伊豆の国市選挙管理委員会まで請求ください。

仕事・学業等で他の市区町村に滞在している人



県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームに入院・入所中の人は、その施設で不在者投票ができますので、施設にお尋ねください。

指定病院等に入院・入所している人

選挙公報

選挙公報は、新聞折り込みで配布します。新聞を購読していない人は、市内の各施設に備え付けますので、お手数ですがご利用ください。

【折り込み予定日】
7月13日(水)朝刊

点字投票 目の不自由な人は、投票所で点字で投票することができます。
代理投票 身体の障害により、自分で投票用紙に候補者名を書くことができない人は、投票所で係員が秘密を厳守し、投票をお手伝いします。

手帳など	障害名など	等級など
身体障害者手帳	肢体不自由(両下肢・体幹・移動機能)	1級・2級
	内部疾患(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸)	1級・3級
	免疫機能障害	1級~3級
戦傷病者手帳	肢体不自由(両下肢・体幹)	特別項症~第2項症
	内部疾患(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸)	特別項症~第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分が要介護5	

上肢または視覚障害が1級・特別項症から第2項症の人は、申請により代理人記載ができます。

郵便による不在者投票(この制度を利用する場合は、事前に登録が必要です)

重度の身体障害者

問合せ
伊豆の国市選挙管理委員会(総務課)
電話 055 948 1411